第十二条第三項	第八条第一項第三号	第十条において準用する令第八条第一項第三号
第二十三条第一号	組合員の数（以下同じ。）、以下同じ。）並びに	組合員の数、厚生年金保険法第二十条第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者の数（以下同じ。）、厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額、以下同じ。）、厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額並びに
第二十三条第二号	組合に使用される者	連合会の役員及び連合会に使用される者
第二十四条第二項第二号	法第十七条ただし書	法第三十六条において準用する法第十七条ただし書
第二十四条第二項第四号	第七条第一項	第八十五条第二項の規定により読み替えられた第七条第一項
第二十四条第二項第六号	最低限度額	最低限度額（法第三十六条において準用する法第十九条の規定による業務上の余裕金の運用として行う不動産の取得及び譲渡に係るものを除く。）
第四十五条第一項第五号	組合に使用されている者	連合会の役員及び連合会に使用されている者
第六十二条第一項	法第十六条第二項	法第三十六条において読み替えて準用する法第十六条第二項
第六十二条第二項	組合に使用される者	連合会の役員及び連合会に使用される者
第六十二条第三項第一号	組合に使用される者	連合会の役員及び連合会に使用される者
	増減	増減並びに役員の氏名、役職、任期及び経歴
第六十七条第二項	福祉経理の資産	厚生年金保険経理の資産、退職等年金経理の資産又は福祉経理の資産
第七十三条	組合に使用される者	連合会の役員及び連合会に使用される者
第八十一条第一項	法第九十九条に規定する福祉事業に要する費用に充てるべき掛金及び国、行政執行法人、法科大学院設置者、職員団体若しくは郵政会社等の負担金	法第百二条第四項の規定により払い込まれた金額のうち福祉事業に係る金額

第八十五条に次の一項を加える。

3　前項において準用する第二十二条の規定により事業計画を作成する場合には、同項の規定により読み替えて準用する第二十三条各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　厚生年金保険経理における給付の前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度の推計並びに当該事業年度の資金計画

二　退職等年金経理における給付並びに退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度の推計並びに当該事業年度の資金計画

第八十五条の二の四を次のように改める。

（厚生年金保険給付積立金及び退職等年金給付積立金）

第八十五条の二の四　連合会の厚生年金保険経理においては、損益計算上利益を生じたときは、その額を法第二十一条第二項第一号ハに規定する厚生年金保険給付積立金（以下この項において「厚生年金保険給付積立金」という。）として、損益計算上損失を生じたときは、その額を厚生年金保険給付積立金から減額して、それぞれ整理しなければならない。

2　前項の規定は、連合会の退職等年金経理について準用する。この場合において、同項中「法第二十一条第二項第一号ハ」とあるのは「法第二十一条第二項第二号ハ」と、「厚生年金保険給付積立金」とあるのは「退職等年金給付積立金」と読み替えるものとする。

第百十八条第一項中「別に」を「財務大臣が別に」に改め、同条第二項中「これを」を「これを財務大臣が別に定める書類と併せて、」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前三項の規定による事業報告書の提出については、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第四項において同じ。）を提出することにより行うことができる。

第百十八条の二第一項中「別に」を「財務大臣が別に」に改め、同条第二項中「これを」を「これを財務大臣が別に定める書類と併せて、」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前三項の規定による決算事業報告書の提出については、電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。

附則に次の四項を加える。

34　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十九条の二に規定する国の組合の経過的長期給付（以下「経過的長期給付」という。）を支給する場合における組合の行う事業の財務については、第六条第一項各号に掲げる経理単位のほか、経過的長期給付に関する取引を経理するための経理単位として経過的長期経理を設けるものとする。

35　前項の規定により経過的長期経理が設けられる場合における連合会の行う事業の財務について第八十五条から第八十六条まで及び同項の規定を適用するときは、第八十五条第二項中「連合会の業務」とあるのは「連合会の業務並びに連合会が支給する被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十九条の二に規定する国の組合の経過的長期給付に係る業務」と、同項の表第七条第一項の項中「それぞれ」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十九条の二に規定する政令で定める費用に充てるべき金額は附則第三十五項において読み替えて適用するものとされた附則第三十四項に規定する経過的長期経理（以下第八十五条の二の四までにおいて「経過的長期経理」という。）から、それぞれ」と、同表第二十四条第二項第四号の項中「及び退職等年金経理」とあるのは「、退職等年金経理及び経過的長期経理」と、同表第六十七条第二項の項中「又は福祉経理の資産」とあるのは「、経過的長期経理の資産又は福祉経理の資産」と、第八十五条の二の四第二項中「退職等年金経理」とあるのは「経過的長期経理」と、「法第二十一条第二項第二号ハ」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十九条の二」と、「退職等年金給付積立金」とあるのは「国の組合の経過的長期給付積立金」と、前項中「第六条第一項各号」とあるのは「第八十五条第二項において読み替えて準用する第六条第一項各号」と、「、経過的長期給付並びに同法附則第五十条第一項に規定する拠出金の受入れ」とあるのは「、経過的長期給付」とある。